

令和5年 第10回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月26日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(7人)

会長	9番	山下 篤
委員	1番	井野 嘉久
	2番	佐々木 優
	3番	大平 幸司
	5番	古町 綾
	6番	三原 一英
	7番	田中 美智子
- 4 欠席委員(2人)

委員	4番	近井 一夫
	8番	熊谷 源
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第5号 農地パトロール調査特別委員会の調査結果について
 - 第3 報告第6号 現況証明願(市街化区域内)について
 - 第4 議案第17号 現況証明願について
 - 第5 議案第18号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部 光夫
総括主幹	西本 利博
主査	松井 隆行
主査	高橋 洸太

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和5年第10回総会を開会いたします。
 本日は、4番近井委員、8番熊谷委員より欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。
 本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
 それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。
 まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
 登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

 それでは、議事録署名委員は、1番井野委員、2番佐々木委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井主査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

 次に、日程番号第2 報告第5号「農地パトロール調査特別委員会の調査結果について」を議題とします。

 本件につきましては、農地パトロールの実施にあたり、調査特別委員会を設置しておりますので、委員長から報告を受けたいと思います。佐々木委員長、よろしくお願いします。

佐々木委員 報告第5号「農地パトロール調査特別委員会の調査結果について」ご報告いたします。

 議案書の1ページと2ページをご覧ください。

 令和5年第8回総会において選任された、井野委員、大平委員、私 佐々木の3名と、農業委員会事務局の松井主査、農林水産グループの高橋主査の5名により、令和5年9月25日 午後1時30分から、農業委員会執務室において、調査特別委員会を開催しております。

 今回は、農地パトロール実施要領に基づき、新栄町39筆、4

1万3,610平方メートルの農地について、重点的に農地パトロールを実施しており、調査の結果、耕作放棄地など問題のある農地は見受けられませんでした。
報告は以上になります。

議長 ただいま、報告第5号について、調査特別委員会委員長から報告がありましたので、質疑を受けたいと思います。
なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

それでは、報告第5号について、委員長からの報告を認定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成(賛成多数)ですので、報告第5号は、そのように認定します。

次に、日程番号第3 報告第6号「現況証明願(市街化区域内)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 報告第6号「現況証明願(市街化区域内)について」ご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

報告第6号は、市街化区域内の土地に係る現況証明の願出があり、登別市農業委員会事務専決規程第3条第1項第1号の規定に基づき、専決処分により現況証明を発給したため報告を行うものであります。

証明を発給した土地は1筆で、所在が登別市●●町●●丁目、地番が●●番●●、地目は公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は●●㎡、願出理由は地目変更登記申請のためであります。

位置図等の資料につきましては、議案書の4ページから6ページまでに記載のとおりであります。報告は以上になります。

議長 ただいま、報告第6号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、以上で報告第6号を終わります。
次に、日程番号第4 議案第17号「現況証明願について」を
議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案第17号「現況証明願について」ご説明いたします。
議案書7ページをご覧ください。
議案第17号は、市街化調整区域の土地に係る現況証明の願出
であります。
証明を行う土地は1筆で、所在が登別市●●町、地番が●●番
●●の内、地目は公簿が牧場、現況が農地・採草放牧地以外、
面積は●●㎡、願出理由は現況確認のためであります。
位置図等の資料につきましては、議案書の8ページから10ペー
ジまでに記載のとおりであります。
説明は以上になります。

議長 本件につきましては、現況確認のため調査委員会を設置し、現
地調査を実施しておりますので、委員長から報告を受けたいと思
います。井野委員長、よろしくをお願いします。

井野委員 議案第17号に係る現地調査の結果について報告いたします。
10月5日午後1時30分から、大平委員、熊谷委員、私井野
の3名と事務局職員2名で現地調査を実施しました。
調査の結果についてであります。議案第17号については、
願出のとおりであることを確認しましたので報告いたします。

議長 ただいま、議案第17号について、事務局の説明及び調査委員
長から報告がありましたので、質疑を受けたいと思います。
なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、採決します。
議案第17号について、願出のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成(賛成多数)ですので、議案第17号は、そのように決定します。

次に、日程番号第5 議案第18号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 長

議案第18号は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について、登別市長より意見を求められておりますので、審議の上、意見を求めるものであります。

議案書11ページをご覧ください。

今回の変更は、登別市全体の農用地区域を対象に行うものであります。

また、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項の規定に基づき、北海道と市が事前に協議を行い、北海道から同意を得ているものであります。

変更後の農用地区域につきましては、現況農用地等に係る土地は資料12ページから15ページ、現況森林・原野等に係る土地は資料16ページに、記載されているとおりであります。

変更後の用途区分につきましては、採草放牧地と混牧林地に該当する土地はなく、農地及び農業用施設用地に該当する土地は資料17ページに、記載されているとおりであります。

次に、農用地区域に編入・除外される土地及び地目変更となる土地につきましては、

編入される土地は、資料18ページに記載されている17筆、合計面積が40万3,559㎡、

除外される土地は、資料19ページから22ページに記載されている105筆、合計面積が133万4,996.01㎡、

地目変更となる土地は、資料23ページに記載されている19筆、合計面積が43万3,435.79㎡となっております。

なお、変更後の土地利用計画図につきましては、資料24ページから29ページまでに記載のとおりであります。

説明は以上になります。

議 長

ただいま、議案第18号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにか、ございませんか。

三原委員 今回の農用区域に編入される土地について教えていただきたい。

事務局 今回の農用区域への編入は、農地所有者に確認した、今後の農地活用の意向に基づいて行うものであります。

農地所有者の意向により農用区域に編入される土地は、資料18ページに記載されている、所在地が札内町や富浦町など、用途区分が白地から畑及び施設用地に変更となる17筆の土地となっております。

三原委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

それでは、採決します。

はじめに、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第18号はそのように決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。これもちまして、令和5年第10回農業委員会総会を閉会します。